

認定個人情報保護団体制度について

令和6年11月12日
個人情報保護委員会事務局

認定個人情報保護団体制度とは

- 認定個人情報保護団体制度とは、事業者における個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う団体を、個人情報保護委員会が認定する制度。
- 個人情報保護法の制定以前において、民間部門の個人情報の保護は、事業者団体等がガイドラインを策定し、関係事業者がガイドラインを遵守することを中心に行われてきたところ、同制度は、こうした自主的な取組を尊重し、支援するための仕組みとして設けられた。
- 認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）は、以下の3つの業務を行う。
 - ① 消費者から、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられた場合の苦情処理
 - ② 対象事業者に対する、個人情報等の適正な取扱いに関する事項の情報提供
 - ③ 上記①・②以外の対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関して必要な業務
- 認定団体は、個人情報保護指針（＝対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護法の趣旨に沿って作成する自主的なルール）の作成に努めなければならない。

認定団体数の推移

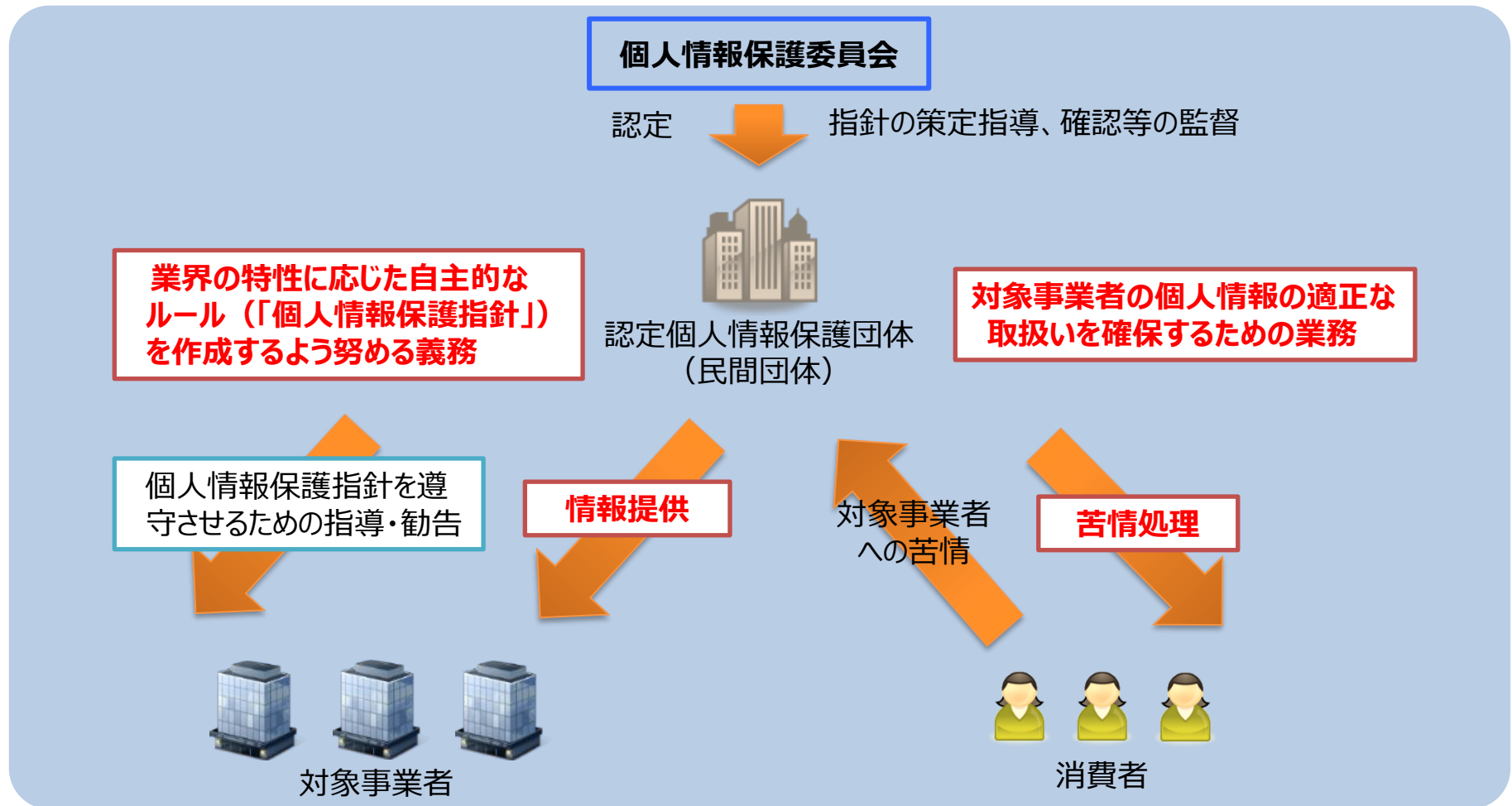
- 令和元年度以降における、各年度末時点の認定団体数は以下のとおり。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40	41	41	43	44

※ 令和元年度～令和5年度個人情報保護委員会年次報告を元に作成。

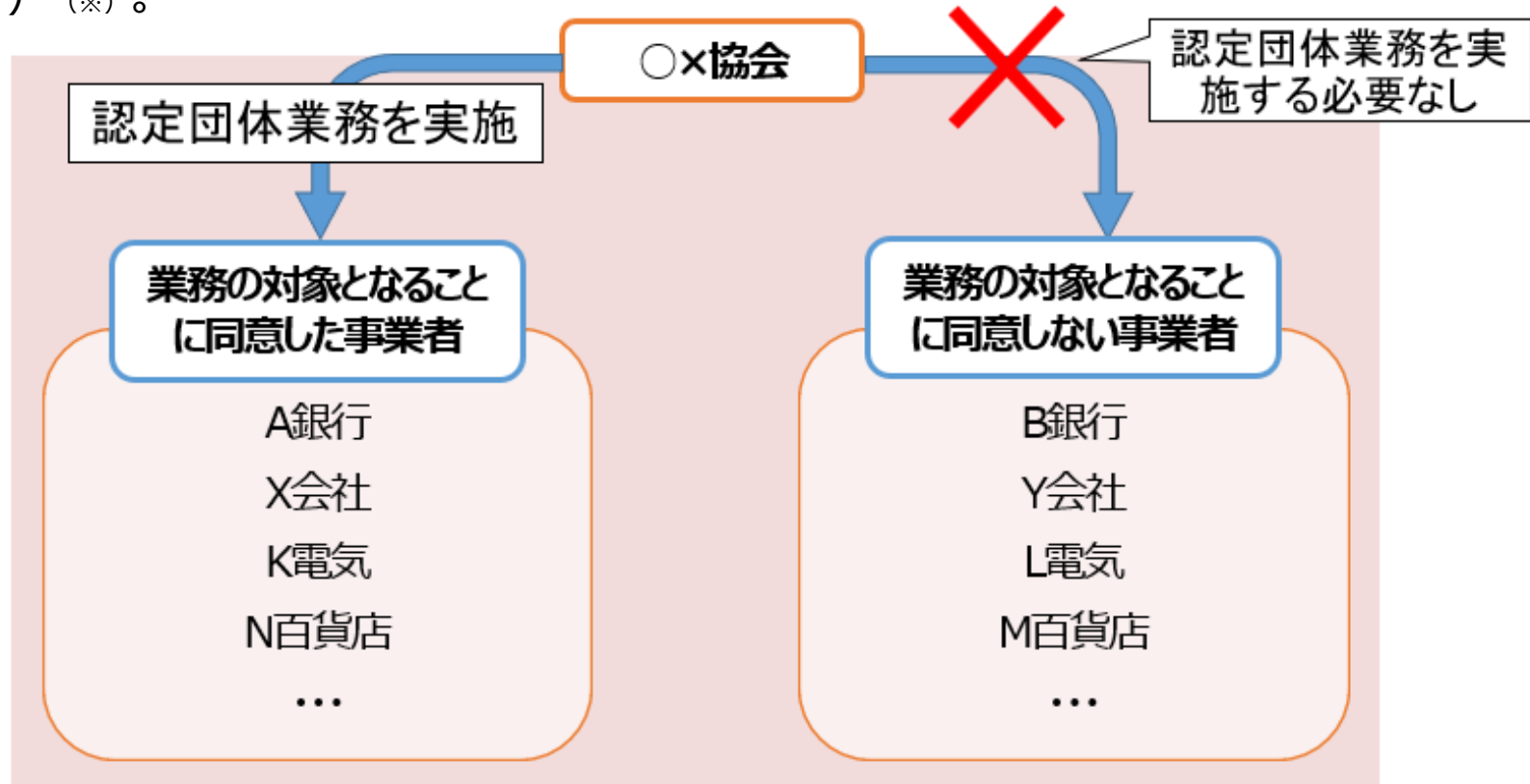
認定個人情報保護団体の役割（イメージ）

2



業務の対象範囲について①

- 認定団体は、加盟事業者のうち、認定団体の業務の対象となることに同意した事業者（対象事業者）に対してのみ認定団体業務を実施する（全加盟事業者に対して、認定団体業務を実施する必要はない。）（※）。



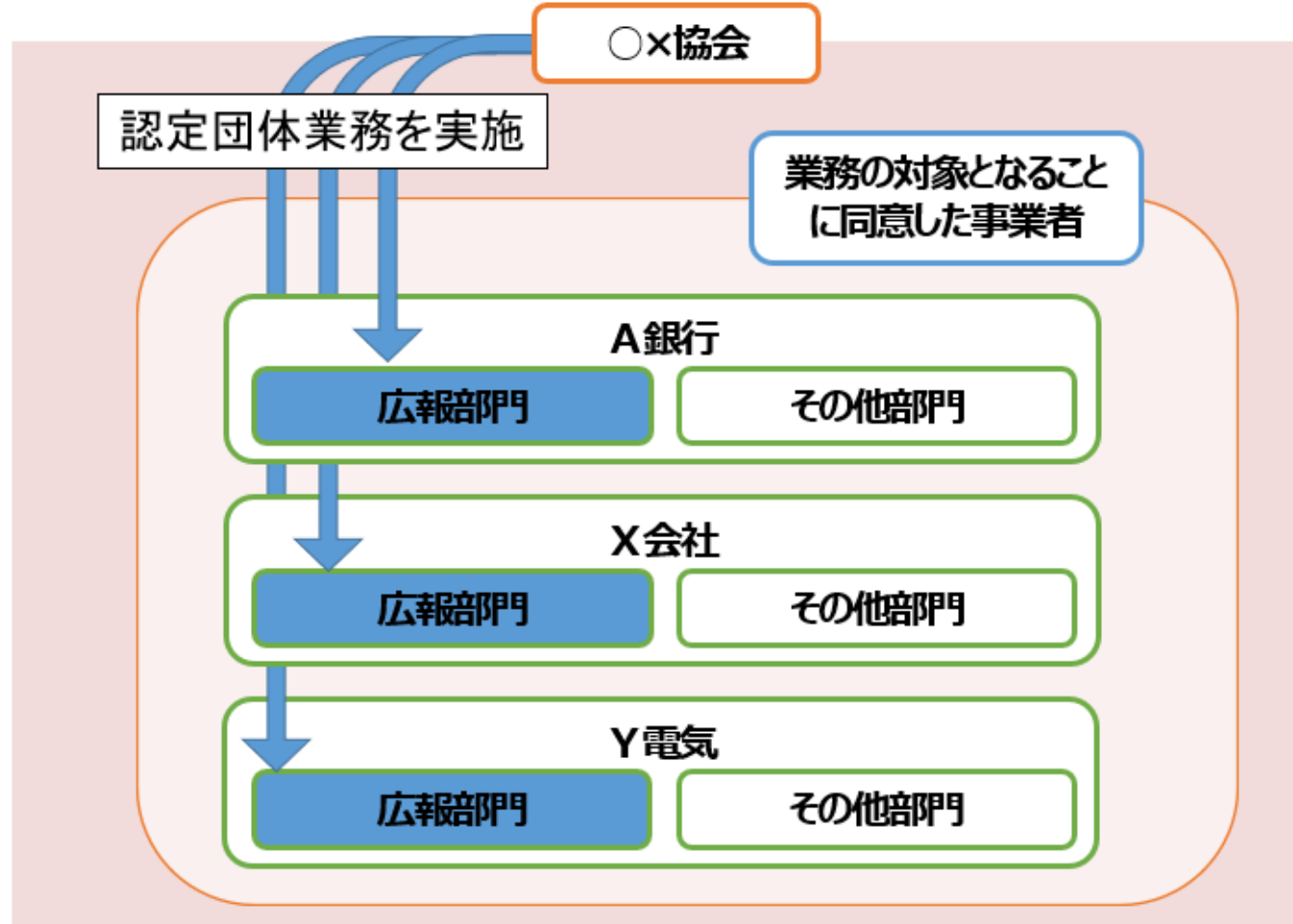
※ 令和2年改正前においては、対象事業者の要件は、個人情報取扱事業者等が団体の構成員となっているか、又は認定業務の対象となることにあらかじめ同意しているかであった。

しかしながら、認定団体による個人情報保護の推進を図るためには、対象事業者による苦情処理への協力や、認定団体が作成する個人情報保護指針の遵守等が必要であり、単に団体の構成員である事業者については、認定業務の対象となるために当該団体に加盟しているとは限らず、苦情処理への協力や個人情報保護指針の遵守等について、消極的に対応することも懸念された。

したがって、一律に明確な意思表示を求めることにより、対象事業者による積極的な取組を促進する観点から、令和2年改正において、認定団体の対象事業者の要件から、団体の構成員であることを除くこととされた。

業務の対象範囲について②

- 認定団体は、企業の特定分野（部門）のみを対象として認定業務を行うことができる。



※ 令和２年改正前においては、認定団体は対象事業者の全ての分野（部門）を対象として認定業務を行う事とされていた。しかしながら、業務実態の多様化やIT技術の進展に伴い、民間団体が特定分野における個人データの取扱いに関する自主ルールを策定して運用していくことや、積極的に対象事業者に対して指導等を行っていくことの重要性が増していた。

こうした背景を踏まえ、令和２年改正において、高い専門性を持って個人情報保護の推進を図ろうとする民間団体による個人情報保護の推進を図るために、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする制度に加え、事業者の特定分野（部門）を対象とする民間団体の認定を行うことができることとされた。

(参考) 認定個人情報保護団体一覧

5

(令和6年11月12日現在：43団体)

一般社団法人全国警備業協会
一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会
日本証券業協会
一般社団法人生命保険協会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人外国損害保険協会
全国銀行個人情報保護協議会
一般社団法人信託協会
一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
日本貸金業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般財団法人放送セキュリティセンター
一般財団法人日本データ通信協会
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
日本製薬団体連合会
公益社団法人全日本病院協会
特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター
一般社団法人国際情報セキュリティマネジメント研究所
一般社団法人日本個人情報管理協会
一般社団法人全日本ギフト用品協会

一般社団法人日本クレジット協会
公益社団法人東京グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本専門店協会
一般社団法人 J A P H I C マーク認証機構
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
一般社団法人結婚相談業サポート協会
一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会
株式会社 I B J
大阪毎日新聞販売店事業協同組合
J E C I A 個人情報保護協会
全国こころの会葬祭事業協同組合
一般社団法人医療データベース協会
一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会
一般社団法人全国自動車標板協議会
公益社団法人日本通信販売協会
一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
工業会 日本万引防止システム協会
特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 (※)
一般社団法人遺伝情報取扱協会 (※)
公益社団法人日本防犯設備協会 (※)
一般社団法人 L B M A J a p a n (※)

※ 特定分野型。それぞれ、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（防犯システムを用いた警備業務等）、一般社団法人遺伝情報取扱協会（個人遺伝情報を用いた事業）、公益社団法人日本防犯設備協会（防犯設備等の製造等・関連サービスの提供事業）、一般社団法人 L B M A J a p a n（位置情報データを用いた事業）。

認定個人情報保護団体による苦情処理等について

苦情処理業務について

- 認定団体は、苦情処理をするための体制を整える必要がある。
- 具体的には、苦情申立人と対象事業者の両方に働きかけて円満な処理を図ることができるよう、苦情申立人に助言をし、対象事業者に苦情の内容を通知して、その迅速な処理を求める必要がある。
- 現在認定している認定団体においては、上記の苦情処理に従事する職員として1人以上設置している例が多い。

認定団体の取組状況

- 認定団体による、個人情報保護法第53条及び第54条に基づく措置の状況は、以下のとおり。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
苦情受付	489	421	463	456	409
説明要求	71	73	95	74	45
資料要求	44	56	68	53	49
指導	79	72	92	132	72
勧告	0	0	1	0	3
その他の措置	49	57	69	53	50

※1 令和元年度～令和5年度個人情報保護委員会年次報告を元に作成。

※2 「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、個人情報保護法第54条に基づき自ら作成及び公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

(参考) 令和5年度における各認定団体の取組状況①

7

(期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：件)

名称	苦情 受付	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他	その他の積極的な取組
(一社)全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、協会職員への研修会を実施、委員会の担当官を招き研修会を実施
(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会	0	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施
日本証券業協会	17	0	0	0	0	0	自主規制規則に基づく協会員への監査を実施、個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)生命保険協会	14	14	0	2	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)日本損害保険協会	14	0	0	1	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者における個人データの安全管理措置体制を点検、対象事業者への情報提供を実施
(一社)外国損害保険協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施
全国銀行個人情報保護協議会	80	17	0	42	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)信託協会	0	0	0	19	0	0	外部有識者の意見を聴取する懇談会を実施、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)投資信託協会	0	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)日本投資顧問業協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
日本貸金業協会	2	2	0	0	0	1	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、委員会の担当官を招き研修会を実施、対象事業者へのeラーニングを実施
(一社)金融先物取引業協会	2	0	0	3	3	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応（体制強化を含む）
(一財)放送セキュリティセンター	12	11	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応（体制強化を含む）
(一財)日本データ通信協会	60	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、外部有識者を招き研修会を実施
(一財)日本情報経済社会推進協会	186	0	49	0	0	49	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、C B P R 認証審査の実施のほか、C B P R 認証に関連した各種業務を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
日本製薬団体連合会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施
(公社)全日本病院協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への研修会を実施、対象事業者へのアンケート調査を実施
N P O 法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)国際情報セキュリティマネジメント研究所	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
N P O 法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施
(一社)日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施

(参考) 令和5年度における各認定団体の取組状況②

8

(期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：件)

名称	苦情 受付	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他	その他の積極的な取組
(一社)日本クレジット協会	9	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者における個人情報の取扱いに関する取組状況調査を実施
(公社)東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、機関誌に個人情報保護に関する記事を掲載、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修資料の提供、対象事業者からの各種問合せに対応（体制強化を含む）
(一社)結婚相談業サポート協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)日本結婚相手紹介サービス協議会	1	1	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
株式会社 I B J	7	0	0	5	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施
J E C I A 個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)医療データベース協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施
(一社)全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修講師派遣を実施
(一社)中小企業個人情報セキュリティ推進協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への学習教材の提供、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(公社)日本通信販売協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
(一社)日本情報システム・ユーザー協会	5	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応
工業会 日本万引防止システム協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
N P O 法人 全国万引犯罪防止機構	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者からの各種問合せに対応（体制強化を含む）
(一社) J A P H I C マーク認証機構	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社)遺伝情報取扱協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(公社)日本防犯設備協会	0	0	0	0	0	0	対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施
(一社) L B M A J a p a n	0	0	0	0	0	0	個人情報保護指針を改定、対象事業者への情報提供を実施、対象事業者への研修会を実施、対象事業者からの各種問合せに対応

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による**説明を求め**、又は**資料の提出を求める**ことができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な**指導、勧告その他の措置**をとらなければならない。